

箕面市介護予防・日常生活支援総合事業第一号事業支給費の額等を定める要綱

(平成二十七年四月一日箕面市訓令第十六号)

改正 平成二十八年九月二十八日箕面市訓令第四十六号

改正 平成三十年三月三十日箕面市訓令第十四号

改正 平成三十年八月一日箕面市訓令第四十号

改正 平成三十年十月一日箕面市訓令第四十三号

改正 令和元年七月三日箕面市訓令第六号

改正 令和元年九月三日箕面市訓令第十二号

改正 令和三年三月三十一日箕面市訓令第二十六号

改正 令和四年九月二十二日箕面市訓令第四十三号

改正 令和六年三月二十九日箕面市訓令第四十一号

改正 令和六年五月三十一日箕面市訓令第五十五号

(趣旨)

第一条 この要綱は、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第百十五条の四十五の三第二項に規定する第一号事業支給費（以下「第一号事業支給費」という。）の支給に関し介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「法施行規則」という。）第百四十条の六十三の二第一項第三号に規定する市町村が定める基準その他の必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第一条の二 この要綱で使用する用語は、法、法施行規則、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成十一年厚生省令第五十八号）及び介護予防・日常生活支援総合事業の適

切かつ有効な実施を図るための指針（平成二十七年厚生労働省告示第九十六号）において使用する用語の例による。

（第一号訪問事業及び第一号通所事業に要する費用の額）

第二条 第一号訪問事業及び第一号通所事業に要する費用の額は、別表第一に定める単位数に第四条に規定するサービス区分の一単位の単価を乗じて算定するものとする。

（第一号介護予防支援事業に要する費用の額）

第三条 第一号介護予防支援事業に要する費用の額は、別表第二に定める単位数に次条に規定するサービス区分の一単位の単価を乗じて算定するものとする。

（一単位の単価）

第四条 前二条の費用の額の算定に要するサービス区分の一単位の単価は、次の各号に掲げる額とする。

- 一 訪問型サービスA 十・八四円
- 二 訪問介護相当サービス 十・八四円
- 三 通所型サービスA 十・五四円
- 四 通所型サービスC 十・五四円
- 五 通所介護相当サービス 十・五四円
- 六 介護予防ケアマネジメントA 十・八四円
- 七 介護予防ケアマネジメントC 十・八四円

（端数整理）

第五条 第二条又は第三条の規定により算定した費用の額に一円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。

（第一号事業支給費の割合）

第六条 法施行規則第四百十条の六十三の二第一項第三号に規定する市町

村が定める割合は、次のとおりとする。

- 一 第一号訪問事業及び第一号通所事業 百分の九十
- 二 第一号介護予防支援事業 百分の百

2 法第五十九条の二第一項に規定する居宅要支援被保険者等に係る第一号事業支給費について前項第一号の規定を適用する場合には、同号中「百分の九十」とあるのは「百分の八十」とする。

3 法第五十九条の二第二項に規定する居宅要支援被保険者等に係る第一号事業支給費について第一項第一号の規定を適用する場合には、同号中「百分の九十」とあるのは「百分の七十」とする。

(第一号事業支給費に係る支給限度単位数)

第七条 指定事業者が行う別表第一又は別表第二に定めるサービス事業に係る一月当たりの支給限度は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める単位数とする。

- 一 要支援一の認定を受けた者 五千三十二単位
- 二 要支援二の認定を受けた者 一万五百三十一単位
- 三 事業対象者（法施行規則第四百十条の六十二の四第二号に掲げる者をいう。以下同じ。）（次号に該当する者を除く。） 五千三十二単位
- 四 事業対象者のうち、市長が特に必要と認められたもの 一万五百三十一単位

単位

(保険料滞納者に係る支払方法の変更)

第八条 市長は、保険料を滞納している要支援者又は事業対象者（以下「要支援者等」という。）（第一号被保険者に限る。次条及び第十一条第二項において同じ。）が、当該保険料の納期限から一年が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合には、次の各号のいずれかの事由に該当する場合を除き、法第百十五条の四十五の三第三項の規定を適用し

ないことができる。

- 一 滞納している保険料を完納した場合
- 二 法第六十六条第三項に規定する政令で定める特別の事情があることを認める場合

三 滞納している保険料の二分の一の額に相当する額を納付した場合

(第一号事業支給費の支払の一時差止)

第九条 市長は、介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）による給付を受けることができる要支援者等が保険料を滞納しており、かつ、当該保険料の納期限から一年六月が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の特別の事情があると市長が認める場合を除き、第一号事業支給費の全部又は一部の支払を一時差し止めることができる。

(医療保険各法の規定による保険料等に未納がある者に対する第一号事業支給費の支給の一時差止)

第十条 市長は、総合事業による給付を受けることができる要支援者等(第二号被保険者に限る。)について、医療保険各法の定めるところにより当該要支援者等が納付義務又は払込義務を負う保険料(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定による国民健康保険税を含む。)又は掛金であつてその納期限又は払込期限までに納付しなかったもの(以下この条において「未納医療保険料等」という。)がある場合においては、未納医療保険料等があることにつき災害その他の特別な事情があるとき市長が認める場合を除き、第一号事業支給費の全部又は一部の支払を一時差し止めることができる。

(給付制限)

第十一条 市長は、事業対象者について保険料徴収権消滅期間があるとき

は、法第六十九条の例により第一号事業支給費の支給を制限することができる。

2 市長は、総合事業による給付を受けることができる要支援者等が法第六十九条第一項に規定する給付額減額等の記載を受けている場合において、当該記載を受けた日の属する月の翌月の初日から当該給付額減額期間が経過するまでの間に利用した指定事業者による総合事業のサービスに係る第一号事業支給費についての第六条の規定の適用については、同条第一項第一号中「百分の九十」とあるのは「百分の七十」と、同条第二項中「百分の八十」とあるのは「百分の七十」と、同条第三項中「百分の七十」とあるのは「百分の六十」と読み替えるものとする。

(第一号事業支給費の額の特例)

第十二条 市長が、災害その他の特別の事情があることにより、第四条各号に掲げるサービスに必要な費用を負担することが困難であると認めたる居宅要支援被保険者等が受ける第六条第一項各号に掲げる第一号事業支給費の額の特例については、箕面市高齢者等介護総合条例施行規則（平成十二年箕面市規則第四十五号）第三条から第五条までの規定及び箕面市居宅介護サービス費等の額の特例等に関する要綱（平成十六年箕面市訓令第三十七号）の規定を準用する。

2 法第六十条に規定する介護予防サービス費等の額の特例の適用を受ける居宅要支援被保険者等については、前項において準用する箕面市高齢者等介護総合条例施行規則第四条の規定による申請をし、同規則第五条の規定による第一号事業支給費の額の特例の適用の決定及び通知を受けたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二十八年箕面市訓令第四十六号）

この要綱は、平成二十八年十月一日から施行する。

附 則（平成三十年箕面市訓令第十四号）

この要綱は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第六条第二項の改正規定及び同条に一項を加える改正規定は、同年八月一日から施行する。

附 則（平成三十年箕面市訓令第四十号）

この要綱は、訓令の日から施行する。

附 則（平成三十年箕面市訓令第四十三号）

この要綱は、平成三十年十月一日から施行する。

附 則（令和元年箕面市訓令第六号）

この要綱は、訓令の日から施行する。

附 則（令和元年箕面市訓令第十二号）

この要綱は、令和元年十月一日から施行する。

附 則（令和三年箕面市訓令第二十六号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表第一第一の項の一、同表第二の項（告示別表に掲げる訪問型サービス費イからトまでの規定に準ずるものに限る。）、同表第三の項の一から四まで、同表第四の項の一及び同表第五の項（告示別表に掲げる通所型サービス費イの規定に準ずるものに限る。）並びに別表第二第一の項の一及び同表第二の項の一に規定する単位数（以下これらを「基本単位数」という。）については、令和三年九月三十日までの間、それぞれ基本単位数の千分の千一に相当するもの（一単位未満の端数があると

きは、これを四捨五入して得たものとし、四捨五入してもなお当該単位数が基本単位数と同一の場合にあつては、当該単位数に一を加えたものとする。）として算定するものとする。

- 3 この要綱による改正後の箕面市介護予防・日常生活支援総合事業第一号事業支給費の額等を定める要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の利用に係る第一号事業支給費について適用し、同日前までの利用に係る第一号事業支給費については、なお従前の例による。

附 則（令和四年箕面市訓令第四十三号）

この要綱は、令和四年十月一日から施行する。

附 則（令和六年箕面市訓令第四十一号）

この要綱は、令和六年四月一日から施行する。

附 則（令和六年箕面市訓令第五十五号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和六年六月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和七年三月三十一日までの間は、改正後の別表第一第一の項の三の

注一において準用する厚生労働大臣が定める基準（平成二十七年厚生労働省告示第九十五号。以下「算定基準」という。）第三百三十号において準

用する算定基準第四号（以下「訪問A算定基準第四号」という。）イの

(1)の(一)、同表第三の項の六の注一において準用する算定基準第三百三十六号において準用する算定基準第四十八号（以下「通所A算定基準第四十八号」という。）イの(1)の(一)及び同表第四の項の二の注一において準用する算定基準第三百三十六号において準用する算定基準第四十八号（以下「通所C算定基準第四十八号」という。）イの(1)の(一)の規定は適用しない。

3 令和七年三月三十一日までの間は、訪問A算定基準第四号イの(1)の(二)、通所A算定基準第四十八号イの(1)の(二)及び通所C算定基準第四十八号イの(1)の(二)の規定中「賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること」とあるのは、「賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること」とする。

4 令和六年五月三十一日において現に介護職員処遇改善加算（令和六年箕面市訓令第五十五号（箕面市介護予防・日常生活支援総合事業第一号事業支給費の額等を定める要綱の一部を改正する件）による改正前の別表第一（以下「旧別表第一」という。）第一の項、第三の項又は第四の項の介護職員処遇改善加算をいう。）を算定しており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算（旧別表第一第一の項、第三の項又は第四の項の介護職員等ベースアップ等支援加算をいう。以下この項において同じ。）を算定していない事業所が、令和八年三月三十一日までの間において、介護職員等処遇改善加算ⅠからⅣまでのいずれかを算定する場合には、当該事業所が仮に介護職員等ベースアップ等支援加算を算定した場合に算定することが見込まれる額の三分の二以上を介護職員その他の職員の基本給又は決まって支払われる手当に充てる賃金（退職手当を除く。）の改善を実施しなければならない。

別表第一（第二条関係）

第一号訪問事業及び第一号通所事業支給費単位表

第一号訪問事業及び第一号通所事業支給単位は、それぞれ次に掲げる費用を算定するものとする。なお、当該費用の算定に当たっては、次に掲げるほかは、地域支援事業の実施について（平成十八年老発第〇六〇九〇〇一号、厚生労働省老健局長通知。以下「実施要綱」という。）、平成三十年度介護報酬改定前の指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十七号）及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成十八年老計発第〇三一七〇〇一号・老振発第〇三一七〇〇一号・老老発第〇三一七〇〇一号、厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知）に準ずるものとする。

1 訪問型サービスA事業費

一 訪問型サービスA事業費（一回につき） 二百二十単位

注一 利用者に対して、指定事業所の訪問介護員等が別に定める基準に規定する訪問型サービスAを行った場合に算定する。

注二 訪問型サービスAは、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯に対し日常生活に必要な家事等とし、一回一時間程度とする。

二 初回加算 百五十三単位

注一 新規に訪問型サービス計画（介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十七年厚生労働省令第四号）第五条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備

及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号）第三十九条第二号に規定する介護予防訪問介護計画に相当するものをいう。以下同じ。）を作成した利用者に対して、訪問事業責任者が初回若しくは初回の訪問型サービスAを行った日の属する月に訪問型サービスAを行った場合又は当該訪問型サービスA事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の訪問型サービスAを行った日の属する月に訪問型サービスAを行った際に訪問事業責任者が同行した場合は、一月につき所定単位数を加算する。

注二 過去二月以内に当該指定事業所から訪問型サービスA及び訪問介護相当サービスを受けていない者又は要介護者から要支援者等になった者に対し訪問型サービスAを行った場合について加算する。ただし、当該利用者について訪問介護相当サービス事業費における初回加算を算定している場合は、加算しない。

注三 要支援者から事業対象者になった者又は事業対象者から要支援者になった者に訪問型サービスAを行った場合については、初回加算を算定しない。

三 介護職員等処遇改善加算

イ 介護職員等処遇改善加算Ⅰ 所定単位の千分の二百四十五相当を加算

ロ 介護職員等処遇改善加算Ⅱ 所定単位の千分の二百二十四相当を加算

ハ 介護職員等処遇改善加算Ⅲ 所定単位の千分の百八十二相当を加算

ニ 介護職員等処遇改善加算Ⅳ 所定単位の千分の百四十五相当を加算

ホ 介護職員等処遇改善加算Ⅴ（令和六年五月三十一日において令和六年箕面市訓令第五十五号（箕面市介護予防・日常生活支援総合事業第一号事業支給費の額等を定める要綱の一部を改正する件）による改正前の別表第一（以下「旧別表第一」という。）第一の項の介護職員処遇改善加算Ⅰを算定しており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を算定していない場合） 所定単位の千分の百五十八相当を加算

ヘ 介護職員等処遇改善加算Ⅴ（令和六年五月三十一日において旧別表第一第一の項の介護職員処遇改善加算Ⅱを算定しており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を算定していない場合） 所定単位の千分の百二十一相当を加算

ト 介護職員等処遇改善加算Ⅴ（令和六年五月三十一日において旧別表第一第一の項の介護職員処遇改善加算Ⅲ及び介護職員等ベースアップ等支援加算を算定している場合） 所定単位の千分の百相当を加算

チ 介護職員等処遇改善加算Ⅴ（令和六年五月三十一日において旧別表第一第一の項の介護職員処遇改善加算Ⅲを算定しており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を算定していない場合） 所定単位の千分の七十六相当を加算

注一 厚生労働大臣が定める基準（平成二十七年厚生労働省告示第九十五号。以下「算定基準」という。）第三百十号に規定する基準を準用し、当該基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定事業所が、利用者

に対し訪問型サービスAを行った場合に算定する。この場合において、同号中「第四号」とあるのは「第四号イからニまで、ヲ、ヨ、レ及びソ」と、「訪問介護費」とあるのは「当該指定相当訪問型サービス事業所に併設する指定訪問介護事業所において訪問介護費」とあるのは「いずれかを届け出て」とあるのは「基準に相当する体制整備及び人材配置を行って」と、「同号ホ(1)中「指定居宅サービス介護給付費単位数表（以下「旧指定居宅サービス介護給付費単位数表」という。）の訪問介護費」とあるのは「介護保険法施行規則第四百十条の六十三の二第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和三年厚生労働省告示第七十二号）別表単位数表（以下「旧単位数表」という。）の訪問型サービス費」と、同号へからソまで」とあるのは「同号ヲ」と、「旧単位数表の訪問型サービス費」とあるのは「令和六年箕面市訓令第五十五号（箕面市介護予防・日常生活支援総合事業第一号事業支給費の額等を定める要綱の一部を改正する件）による改正前の別表第一（以下「旧別表第一」という。）第一の項の訪問型サービスA事業費」と、「かつ、介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ又はⅡ及び」とあるのは「かつ、」と、同号ヨ中「旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費」とあるのは「旧別表第一第一の項の訪問型サービスA事業費」と、「かつ、介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ又はⅡ及び」とあるのは「かつ、」と、同号レ中「旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費」とあるのは「旧別表第一第一の項の訪問型サービスA事業費」と、「おり、かつ、介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ又はⅡを届け出していない」とあるのは「いる」と、同号

ソ中「旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費」とあるのは「旧別表第一第一の項の訪問型サービスA事業費」と、「かつ、介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）及び」とあるのは「かつ、」と読み替えるものとする。

注二 ホは注一において準用する算定基準第百三十号において準用する算定基準第四号ヲ、ヘは同号ヨ、トは同号レ、チは同号ソに規定する基準に適合すること。

注三 所定単位は、一及び二により算定したそれぞれの単位数とする。

注四 加算する単位数は、箕面市介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード一覧において示す単位数とする。

注五 介護職員等処遇改善加算は、第七条に規定する支給限度単位数の算定に含めないものとする。

2 訪問介護相当サービス事業費

介護保険法施行規則第四十条の六十三の二第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和三年厚生労働省告示第七十二号。以下「告示」という。）別表に掲げる訪問型サービス費の規定に準ずるものとする。

3 通所型サービスA事業費（一回につき）

- 一 通所型サービスA事業費・半日（送迎あり） 三百七十六単位
- 二 通所型サービスA事業費・半日（送迎なし） 三百二十六単位
- 三 通所型サービスA事業費・全日（送迎あり） 三百八十九単位
- 四 通所型サービスA事業費・全日（送迎なし） 三百三十九単位

注一 別に定める基準に適合している通所型サービスAを行う事業所（以下「通所型サービスA事業所」という。）において、利用

者に対して、別に定める基準に規定する通所型サービスAを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。

イ 通所型サービスA事業費・半日（送迎あり） 引きこもりがちな高齢者や軽度認知症等のリスクのある高齢者に対し、自立支援に資する通所型サービスを行った場合（ロに掲げる場合を除く。） 半日につき所定単位数を算定する。

ロ 通所型サービスA事業費・半日（送迎なし） 通所型サービスA事業所と同一建物から通う引きこもりがちな高齢者や軽度認知症等のリスクのある高齢者に対し、自立支援に資する通所型サービスを行った場合 半日につき所定単位数を算定する。

ハ 通所型サービスA事業費・全日（送迎あり） 引きこもりがちな高齢者や軽度認知症等のリスクのある高齢者に対し、自立支援に資する通所型サービスを行った場合（ヘに掲げる場合を除く。） 一日につき所定単位数を算定する。

ニ 通所型サービスA事業費・全日（送迎なし） 通所型サービスA事業所と同一建物から通う引きこもりがちな高齢者や軽度認知症等のリスクのある高齢者に対し、自立支援に資する通所型サービスを行った場合 一日につき所定単位数を算定する。

注二 通所型サービスA事業費・半日は、サービス提供時間が三時間以上五時間未満のときに、通所型サービスA事業費・全日は、サービス提供時間が五時間以上のときに算定する。

注三 通所型サービスA事業費・半日（送迎なし）及び通所型サービスA事業費・全日（送迎なし）は、通所型サービス事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者、自

ら自宅から通所する者その他の往復ともに送迎を必要としな
い者に対し、通所型サービスAを行った場合に算定する。

注四 通所型サービスA事業費・半日（送迎なし）及び通所型サ
ビスA事業費・全日（送迎なし）を、通所型サービス事業所と
同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に対し算定
する場合にあつては、第七条に規定する支給限度単位数の算定
に際して、それぞれ通所型サービスA事業費・半日（送迎あり）
及び通所型サービスA事業費・全日（送迎あり）の単位数によ
り、算定するものとする。

五 軽度化加算（一月につき） 三十単位

注一 通所型サービスA事業所の利用者が当該事業所を利用した結
果、介護度が軽度化（要支援二から要支援一または要介護要支
援認定非該当（事業対象者除く）、要支援一から要介護要支援認
定非該当（事業対象者除く）または事業対象者から事業対象者
非該当）した場合もしくは心身の状態が改善した場合（市長が
認めるものに限る）に、その旨を市長に届け出た指定事業所が
単位数に利用月数（十二月を上限とする）を乗じて得た単位数
を算定する。

注二 軽度化加算について、第六条に規定する第一号事業支給費の
割合は、百分の百とする。

注三 軽度化加算は、第七条に規定する支給限度単位数の算定に含
めないものとする。

六 介護職員等処遇改善加算

イ 介護職員等処遇改善加算Ⅰ 所定単位の千分の九十二相当を加

算

ロ 介護職員等処遇改善加算Ⅱ 所定単位の千分の九十相当を加算
ハ 介護職員等処遇改善加算Ⅲ 所定単位の千分の八十相当を加算
ニ 介護職員等処遇改善加算Ⅳ 所定単位の千分の六十四相当を加算
算

ホ 介護職員等処遇改善加算Ⅴ（令和六年五月三十一日において旧別表第一第三の項の介護職員処遇改善加算Ⅰを算定しており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を算定していない場合）
所定単位の千分の六十九相当を加算

ヘ 介護職員等処遇改善加算Ⅴ（令和六年五月三十一日において旧別表第一第三の項の介護職員処遇改善加算Ⅱを算定しており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を算定していない場合）
所定単位の千分の五十三相当を加算

ト 介護職員等処遇改善加算Ⅴ（令和六年五月三十一日において旧別表第一第三の項の介護職員処遇改善加算Ⅲ及び介護職員等ベースアップ等支援加算を算定している場合） 所定単位の千分の四十四相当を加算

チ 介護職員等処遇改善加算Ⅴ（令和六年五月三十一日において旧別表第一第三の項の介護職員処遇改善加算Ⅲを算定しており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を算定していない場合）
所定単位の千分の三十三相当を加算

注一 算定基準第三百三十六号に規定する基準を準用し、当該基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定事業所が、利用者に対し通所型サービスAを行った場合に算定する。この場合において、同号中「第四十八号」とあるのは「第四十八号イからニまで、ヲ、ヨ、レ及び

ソ」と、「同号ホ(1)中「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十六号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表（以下「旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」という。）の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費」とあるのは「介護保険法施行規則第四十条の六十三の二第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準別表単位数表（以下「旧単位数表」という。）の通所型サービス費」とあるのは「同号イ(10)中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護費」とあるのは「通所介護費」と、「いずれかを届け出て」とあるのは「基準に相当する体制整備及び人材配置を行って」と、「同号へからソまで」とあるのは「同号フ」と、「旧単位数表の通所型サービス費」とあるのは「令和六年箕面市訓令第五十五号（箕面市介護予防・日常生活支援総合事業第一号事業支給費の額等を定める要綱の一部を改正する件）による改正前の別表第一（以下「旧別表第一」という。）第三の項の通所型サービスA事業費」と、「かつ、介護職員等特定処遇改善加算(I)又は(II)及び」とあるのは「かつ、」と、同号ヨ中「旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費」とあるのは「旧別表第一第三の項の通所型サービスA事業費」と、「かつ、介護職員等特定処遇改善加算(I)又は(II)及び」とあるのは「かつ、」と、同号レ中「旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費」とあるのは「旧別表第一第三の項の通所型サービスA事業費」と、「おり、かつ、介護職員等特定処遇改善加算(I)又は(II)を届け出ている」とあるのは「いる」

と、同号ソ中「旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費」とあるのは「旧別表第一第三の項の通所型サービスA事業費」と、「かつ、介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）及び」とあるのは「かつ、」と読み替えるものとする。

注二 ホは注一において準用する算定基準第百三十六号において準用する算定基準第四十八号ヲ、へは同号ヨ、トは同号レ、チは同号ソに規定する基準に適合すること。

注三 所定単位数は、一から四までにより算定したいずれかの単位数とする。

注四 加算する単位数は、箕面市介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード一覧において示す単位数とする。

注五 介護職員等処遇改善加算は、第七条に規定する支給限度単位数の算定に含めないものとする。

4 通所型サービスC事業費

一 通所型サービスC事業費（一回につき） 四百十四単位

注一 別に定める基準に適合している通所型サービスC事業所において、利用者に対して、別に定める基準に規定する通所型サービスCを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。

イ 通所型サービスC事業費 通所型サービスC事業所等において、日常生活に支障のある生活行為を改善するために利用者の個別性に応じて包括的なプログラムを行うことにより介護予防を行った場合（おおむね週二回、三月から六月程度の期間）、一回につき所定単位数を算定する。

注二 通所型サービスC事業費は、サービス提供時間が二時間以上のときに算定する。

二 介護職員等処遇改善加算

イ 介護職員等処遇改善加算Ⅰ 所定単位の千分の九十二相当を加算

ロ 介護職員等処遇改善加算Ⅱ 所定単位の千分の九十相当を加算

ハ 介護職員等処遇改善加算Ⅲ 所定単位の千分の八十相当を加算

ニ 介護職員等処遇改善加算Ⅳ 所定単位の千分の六十四相当を加算

ホ 介護職員等処遇改善加算Ⅴ（令和六年五月三十一日において旧

別表第一第四の項の介護職員処遇改善加算Ⅰを算定しており、か

つ、介護職員等ベースアップ等支援加算を算定していない場合）

所定単位の千分の六十九相当を加算

ヘ 介護職員等処遇改善加算Ⅴ（令和六年五月三十一日において旧

別表第一第四の項の介護職員処遇改善加算Ⅱを算定しており、か

つ、介護職員等ベースアップ等支援加算を算定していない場合）

所定単位の千分の五十三相当を加算

ト 介護職員等処遇改善加算Ⅴ（令和六年五月三十一日において旧

別表第一第四の項の介護職員処遇改善加算Ⅲ及び介護職員等ベ

ースアップ等支援加算を算定している場合） 所定単位の千分の四

十四相当を加算

チ 介護職員等処遇改善加算Ⅴ（令和六年五月三十一日において旧

別表第一第四の項の介護職員処遇改善加算Ⅲを算定しており、か

つ、介護職員等ベースアップ等支援加算を算定していない場合）

所定単位の千分の三十三相当を加算

注一 算定基準第百三十六号に規定する基準を準用し、当該基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定事業所が、利用者に対し通所型サービスを行った場合に算定する。この場合において、同号中「第四十八号」とあるのは「第四十八号イからニまで、ヲ、ヨ、レ及びソ」と、「同号ホ(1)中「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表（以下「旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」という。）の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費」とあるのは「介護保険法施行規則第四十条の六十三の二第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準別表単位数表（以下「旧単位数表」という。）の通所型サービス費」とあるのは「同号イ(10)中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護費」とあるのは「通所介護費」と、「いずれかを届け出て」とあるのは「基準に相当する体制整備及び人材配置を行って」と、「同号へからソまで」とあるのは「同号ヲ」と、「旧単位数表の通所型サービス費」とあるのは「令和六年箕面市訓令第五十五号（箕面市介護予防・日常生活支援総合事業第一号事業支給費の額等を定める要綱の一部を改正する件）による改正前の別表第一（以下「旧別表第一」という。）第四の項の通所型サービスC事業費」と、「かつ、介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）及び」とあるのは「かつ、」と、同号ヨ中「旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費」とあるのは「旧別表第一第四の項の通所型サービスC事業費」と、「かつ、介護職員等特定処

遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)及び」とあるのは「かつ、」と、同号レ中「旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費」とあるのは「旧別表第一第四の項の通所型サービスC事業費」と、「おり、かつ、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を届け出ていない」とあるのは「いる」と、同号ソ中「旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費」とあるのは「旧別表第一第四の項の通所型サービスC事業費」と、「かつ、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)及び」とあるのは「かつ、」と読み替えるものとする。

注二 ホは注一において準用する算定基準第百三十六号において準用する算定基準第四十八号ヲ、へは同号ヨ、トは同号レ、チは同号ソに規定する基準に適合すること。

注三 所定単位は、一により算定した単位数とする。

注四 加算する単位数は、箕面市介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード一覧において示す単位数とする。

注五 介護職員等処遇改善加算は、第七条に規定する支給限度単位数の算定に含めないものとする。

5 通所介護相当サービス事業費

告示別表に掲げる通所型サービス費の規定に準ずるものとする。

別表第二（第三条関係）

第一号事業介護予防支援事業支給費単位表

1 介護予防ケアマネジメントA（原則的なケアマネジメント）

告示別表に掲げる介護予防ケアマネジメント費の規定に準ずるものとする。

2 介護予防ケアマネジメントC（初回のみ）のケアマネジメント）

一 介護予防ケアマネジメントC費（一回につき） 四百四十二単位

注 介護予防ケアマネジメントC費は、利用者に対して介護予防ケアマネジメントC支援を行い、かつ、月の末日において別に定める基準の規定に基づき所定の文書を提出している介護予防ケアマネジメント事業者について、所定単位数を算定する。